

山梨県外国人留学生受入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県外国人留学生受入事業実施要綱（以下「受入要綱」という。）の規定により山梨県と姉妹友好関係を結ぶ地域及び本県と交流のある地域（以下「姉妹州等」という。）から本県に受け入れる外国人留学生（以下「外国人留学生」という。）に補助金を交付することとし、その交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、受入要綱第7条で決定された外国人留学生とする。

(交付対象期間)

第3条 補助金の交付対象期間は、外国人留学生の来日日から帰国日までとする。

(補助対象経費及び額)

第4条 補助金の対象となる経費及び経費の額の基準は別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 外国人留学生は、補助金の交付を受けようとする場合は、規則第4条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）に、収支予算書を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 修学を中止する場合、又は途中で帰国する場合は、補助事業中止承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 二 やむを得ない事情で修学が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- 三 事業の内容の変更をする場合には、補助事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。

(補助金の交付の時期)

第7条 知事は規則第7条の規定により、補助金の交付を決定したときは、次の各号に掲げる交付時期に従って、概算払いにより、外国人留学生に交付することができる。

- 一 国内旅費 国内旅費の往路の額については交付決定後1月以内、国内旅費の復路については帰国日の1月以内
 - 二 支度料、厚生費 交付決定後1月以内
 - 三 滞在費、研修交通費、修学旅費 本邦到着月については、当該月内、それ以外の月については、各月の初日
 - 四 その他知事が必要と認める経費 経費の納付先機関が定める納付期限の1月前
- 2 外国人留学生は補助金の概算払いを受けようとする場合は、補助金概算払請求書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 外国人留学生は、留学期間終了後10日以内に、実績報告書(第5号様式)に必要な関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

附則 この要綱は、平成15年度から適用する。

この要綱は、平成18年度から適用する。

この要綱は、平成19年度から適用する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

別表 1

外国人留学生に支給する経費一覧表

項目	内容	金額
1 支度料	修学に際し、必要な物品の購入経費	韓国忠清北道留学生に限り 25,000 円以内
2 滞在費	日当 修学期間中の日当 (食費・日用品代等)	韓国忠清北道留学生に限り日額 3,300 円以内
3 国内旅費	成田空港もしくは羽田空港から修学地まで及び修学地から成田空港もしくは羽田空港までの旅費	実費
4 厚生費	留学生名義の疾病保険、傷害保険の掛金	実費
5 その他知事が必要と認める経費	検定料、入学料、授業料その他特に修学に必要な経費	実費

(第1号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

平成 年度山梨県外国人留学生受入事業費補助金交付申請書

山梨県外国人留学生受入事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

補助金額 円

(第2号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

平成 年度山梨県外国人留学生受入事業費補助金中止承認申請書

このことについて、山梨県外国人留学生受入事業費補助金交付要綱第6条第1項1号の規定に基づき、次の理由により事業の中止を申請いたします。

理 由

(第3号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

平成 年度山梨県外国人留学生受入事業費補助金変更承認申請書

このことについて、山梨県外国人留学生受入事業費補助金交付要綱第6条第1項3号の規定に基づき、次の理由により事業の変更を申請いたします。

変更内容

理 由

(第4号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住所
氏名 印

概算払請求書

平成 年 月 日付け国交 第 一 号で交付決定のあった平成
年度山梨県外国人留学生受入事業費補助金について、山梨県外国人留学生受入事業費補
助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現金 指定金融機関名
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別 (当座・普通)
口座名 No.

(第5号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

平成 年度山梨県外国人留学生受入事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け国交 第 一 号で交付決定のあった平成
年度山梨県外国人留学生受入事業に係る修学を終了いたしましたので、山梨県外国人留
学生受入事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告をいたします。

補助金額 : 円
修学機関名 :
修学期間 :
修学内容 :